



熊本県公報

第 1 2 3 9 6 号

平成 27 年 2 月 27 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の変更…………… (//) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… (//) 3
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 3
- 特定養殖共済加入区に係る区域の設定…………… (団体支援課) 4
- 都市計画事業の認可…………… (都市計画課) 4
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (//) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- 三角港港湾施設の供用廃止…………… (港湾課) 5

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 7
- 農用地利用配分計画の認可の申請…………… (農地・農業振興課) 7
- 換地処分…………… (農地整備課) 7
- 換地処分…………… (//) 8
- 換地処分…………… (//) 8
- 換地処分…………… (//) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 8
- 公共測量の終了…………… (監理課) 9
- 基本測量の終了…………… (//) 9
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 9
- 平成 27 年度治山・林道事業測量設計等業務委託に係る指名競争入札参加希望調査…………… (技術管理課) 9
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 14

登 載 依 頼

- 平成 26 年度阿蘇地域保健医療推進協議会の開催…………… (阿蘇地域保健医療推進協議会) 14
- 平成 26 年度宇城地域保健医療推進協議会の開催…………… (宇城地域保健医療推進協議会) 14
- 平成 26 年度熊本県立装飾古墳館協議会の開催…………… (装飾古墳館協議会) 15
- 平成 26 年度第 6 回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催…………… (感染症発生動向調査企画委員会) 15
- 平成 26 年度第 2 回熊本県保健医療推進協議会の開催…………… (熊本県保健医療推進協議会) 16

正 誤

- 平成 18 年 3 月 23 日熊本県条例第 38 号(熊本県都市公園条例の一部を改正する条例)中…………… (都市計画課) 16

告 示

熊本県告示第 164 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により指定施術機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び

永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(はり・きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
越智 克彦	越智鍼灸接骨院	水俣市浜町三丁目1番2 6-2号	平成26年7月1日

熊本県告示第165号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年2月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	牛深天草線	天草市二浦町亀浦字白石 4402番6地先から 同所 4405番4地先まで	90.0	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 平成27年2月27日

熊本県告示第166号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年2月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	387号	菊池市原字堂床 4800番8地先から 同所 4800番1地先まで	171.0	防交安 (災害防除)

2 供用を開始する期日 平成27年2月27日

熊本県告示第167号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年2月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	玉名八女線	玉名市玉名字井手川 1865番1地先から 玉名市玉名字諏訪後 2157番54地先まで	280.0	広域連携 交付金 (道路改築)

2 供用を開始する期日 平成27年3月3日

熊本県告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ひらやま医院	荒尾市増永2737-3	平成27年1月1日
上野小児科医院	宇土市城之浦町196	平成27年1月1日

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
大川内歯科	山鹿市菊鹿町下内田627-3	平成26年10月14日

熊本県告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

（歯科）

医療機関の名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
ハハ歯科医院	所 在 地		平成27年1月5日
	菊池郡大津町新289-7	菊池郡大津町新284-12	

熊本県告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ひらやま医院	荒尾市増永2737-3	平成27年1月1日
上野小児科医院	宇土市城之浦町196	平成27年1月1日

熊本県告示第171号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 天草市本町本字樋下8354番、8355番、8357番、8359番2、8417番、8418番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字樋下8355番・8417番・8418番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第172号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第125条の3第1項第2号の規定により加入区の区域を次のように定める。
 なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成27年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成27年4月1日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。
 また、平成24年6月1日熊本県告示第744号（特定養殖共済（くるまえび養殖業）に係る加入区の設定）は、廃止する。
 平成27年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（養殖業の種類）くるまえび養殖業

名 称	区 域
大矢野松島三角加入区	上天草市大矢野町（維和の地区を除く。）、同松島町及び宇城市三角町の地区
維和加入区	上天草市大矢野町維和の地区
新和河浦加入区	天草市新和町及び同河浦町の地区
五和加入区	天草市五和町の地区

熊本県告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
 平成27年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・5・54号刈草薄場線
- 3 事業施行期間 平成27年2月27日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本市南区刈草一丁目地内
 使用の部分 なし

熊本県告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
 平成27年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 八代都市計画道路事業3・4・11号西片西宮線
- 3 事業施行期間 平成21年3月17日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
 使用の部分 変更なし

熊本県告示第175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
 平成27年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
有限会社おかざき薬局 球磨郡あさぎり町深田東 445-2	有限会社おかざき薬局 球磨郡あさぎり町深田東 445-2 岡崎 清	共同生活援助	平成26年 3月31日

熊本県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年2月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	324号	天草市五和町御領字貝洲 1125番3地先から 同所 1122番4地先まで	93.6	防交安 (歩道新設)

2 供用を開始する期日 平成27年2月27日

熊本県告示第177号

次の港湾施設の供用を廃止するので、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、その概要を公示する。

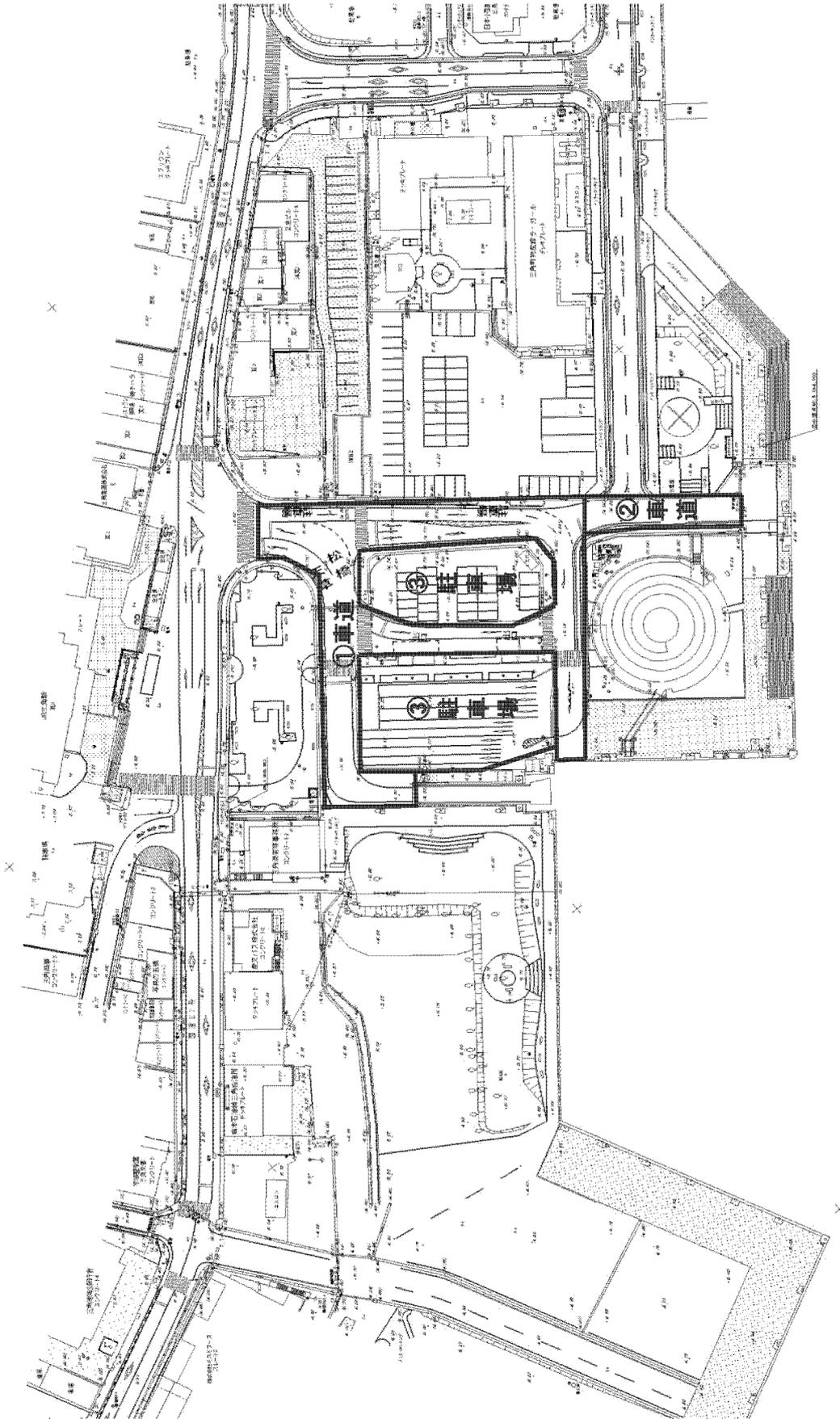
平成27年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 三角港
- 2 所 在 宇城市三角町三角浦1160-177番地
- 3 概 要

種類	数 量 及 び 能 力
車道	延長265メートル
車道	延長40メートル
駐車場	面積1,791平方メートル

4 位置図



公 告

熊本県公告第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市福原字蛇塚2632番5及び2632番6
248.04平方メートル（うち道路部分2.43平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北三丁目2-33-202 アルテール
衛藤 拡典

熊本県公告第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字山下2127番30
365.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市旭志伊坂386番地3
三池 義信

熊本県公告第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字川久保2024番2
499.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津五丁目8番6号 グリーンピア1Fあじさい号
小夏 宗平

熊本県公告第120号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年2月27日から同年3月12日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
川村 和弘	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字中園729番 ほか1筆
奎水園松島農場株式会社	菊池市下河原	菊池市下河原字高塚5296番ほか2 筆

- 2 申請年月日
平成27年2月13日

熊本県公告第121号

県営南関西地区（松丸換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第122号

県営菊池東部2期地区（佐野換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第123号

県営和水西部地区（鶴田和仁渕換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第124号

県営和水西部地区（永浦換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第125号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス菊池西寺店
菊池市西寺字上西屋敷1460番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年10月17日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,661平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側及び東側 66台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 65平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北西側 20立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地北側及び東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成27年2月16日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課

平成27年2月27日から平成27年6月27日まで

熊本県公告第126号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成）	平成26年7月31日から 平成27年2月10日まで	荒尾市全域

熊本県公告第127号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（地理識別子整備）	平成26年11月17日から 平成27年2月4日まで	山鹿市

熊本県公告第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営中島地区（田小野工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画書につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営中島地区（田小野工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年3月2日から平成27年3月27日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第129号

平成27年度において熊本県農林水産部森林局が発注する測量、設計等業務委託に係る指名競争入札に参加を希望する者について、次のとおり調査を行う。

平成27年2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 対象者
平成27年度の熊本県競争入札参加資格を有する者（熊本県土木部監理課登録）又は当該資格を有する見込みのある者であって、別表1又は別表2に定める技術者を有するもの。ただし、平成26年度及び平成27年度治山・林道測量設計等業務委託に係る指名競争入札参加希望調査（平成26年2月12日熊本県公告第68号）において調査済みのも（業務の追加があった者を除く。）を除く。
- 2 提出書類及び部数

	提出書類等	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務委託に係る指名競争入札参加希望調査申請書（別記第1号様式）	1部
2	技術者経歴書（別記第2号様式から4号様式まで）	1部
3	測量・設計等実績調書（別記第5号様式）	1部

4	資格の登録を証する書面の写し	1部
5	切手を貼付した返信用封筒	1部

- 3 提出方法
持参又は郵送（簡易書留によること。）
- 4 提出期限
平成27年3月25日（郵送の場合は、平成27年3月25日消印有効）
- 5 提出先
（1）持参の場合 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階農
林水産部農村振興局技術管理課
（2）郵送の場合 〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 農林水産部農村振興局技術
管理課
- 6 結果通知
1の対象者に該当するか否かについては、平成27年3月31日までに文書で通知す
る予定
- 7 問合せ先
熊本県農林水産部農村振興局技術管理課 電話096-333-2467
- 8 その他
様式等については、県庁ホームページから入手できる。

別表1 技術者該当区分（治山事業関係）

（1）測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上ある者

（2）設計・解析等調査業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 設計・解析等調査業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算5年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの （1）林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上あるもの （2）RCCM（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上あるもの （3）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「大学卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上あるもの （4）短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「専門学校卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上あるもの （5）学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格（以下この表において「同等資格」という。）を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者

	(以下この表において「高等学校卒業者」という。)であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 3 2 年以上あるもの
主任技師	<p>設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算 2 年以上である者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士(森林土木部門)の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの</p> <p>(2) R C C M(森林土木部門)の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの</p> <p>(3) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 8 年以上あるもの</p> <p>(4) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 3 年以上あるもの</p> <p>(5) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上あるもの</p>
(3) 現場技術業務委託	
技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	<p>1 技術士(森林土木部門)の登録を受けた者</p> <p>2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの(森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるものに限る。)</p> <p>(1) 建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの</p> <p>(2) 林業技士(森林土木部門)の登録を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程(土木、農業土木又は林業の課程をいう。)を修めて卒業した者(以下この表において「大学卒業者」という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 3 年以上あるもの</p> <p>(4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程(土木、農業土木又は林業の課程をいう。)を修めて卒業した者(以下この表において「専門学校卒業者」という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 7 年以上あるもの</p> <p>(5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格(以下この表において「同等資格」という。)を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者(以下この表において「高等学校卒業者」という。)であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 0 年以上あるもの</p>
現場技術員(技師 C)	<p>次の各号のいずれかに該当する者(森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるものに限る。)</p> <p>(1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの</p>

	<p>(2) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの</p> <p>(3) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの</p> <p>(4) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 11 年以上あるもの</p>
現場技術員 (技術員)	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得した者</p> <p>(2) 森林土木部門の職務に従事した期間が 3 年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者</p>

別表 2 技術者該当区分 (林道事業関係)

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 49 条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 8 年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上ある者

(2) 設計・解析等調査業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	<p>1 技術士 (森林土木部門) の登録を受けた者</p> <p>2 設計・解析等調査業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、林道に関する実務経験が通算 5 年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士 (森林土木部門) の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 12 年以上あるもの</p> <p>(2) R C C M (森林土木部門) の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 12 年以上あるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学 (短期大学を除く。) 又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程 (土木、農業土木又は林業の課程をいう。) を修めて卒業した者 (以下この表において「大学卒業者」という。) であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上あるもの</p> <p>(4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程 (土木、農業土木又は林業の課程をいう。) を修めて卒業した者 (以下この表において「専門学校卒業者」という。) であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上あるもの</p> <p>(5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格 (以下この表において「同等資格」という。) を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者 (以下この表において「高等学校卒業者」という。) であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 32 年以上あるもの</p>
主任技師	設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、林道に関する実務経験が通算 2 年以上である者であって、次の各号

	<p>のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの (2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの (3) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 8 年以上あるもの (4) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 3 年以上あるもの (5) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上あるもの
<p>(3) 現場技術業務委託</p>	
<p>技術者の名称</p>	<p>技 術 経 歴</p>
<p>管理技術者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの (2) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの (3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「大学卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 3 年以上あるもの (4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「専門学校卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 7 年以上あるもの (5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格（以下この表において「同等資格」という。）を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者（以下この表において「高等学校卒業者」という。）であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 0 年以上あるもの
<p>現場技術員 （技師 C）</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの (2) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの (3) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの (4) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 1 年以上あるもの
<p>現場技術員</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p>

(技術員)	(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得した者 (2) 森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者
-------	---

熊本県公告第130号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成27年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	阿蘇三期地区	平成21年9月3日	平成27年2月3日	熊本県

熊本県公告第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北三丁目4055番1、同4055番2、同4057番1及び同4057番4
3,907.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘二丁目9番12号
学校法人 愛和学苑

登載依頼

阿蘇地域保健医療推進協議会公告第1号

阿蘇地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。
平成27年2月27日

阿蘇地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成27年3月16日（月） 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
阿蘇市内牧1204
熊本県阿蘇保健所 2階 会議室
- 3 議題
(1) 第6次阿蘇地域保健医療計画の進捗状況について
(2) 地域医療構想の策定について
(3) 平成26年度救急医療専門部会の報告について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10名
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
阿蘇市内牧1204
阿蘇地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県阿蘇保健所総務福祉課)
(電話0967-32-0535)

宇城地域保健医療推進協議会公告第2号

平成27年3月13日付け県公報第12392号に登載した平成26年度宇城地域保健医療推進協議会の会議を延期し、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成27年2月27日

宇城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成27年3月18日（水） 午後2時00分から4時00分まで
- 2 場所
熊本県宇城総合庁舎 3階大会議室
- 3 議題
(1) 第6次宇城地域保健医療計画の取組状況について
(2) 地域医療構想について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
宇城市松橋町久具400-1
宇城地域保健医療推進協議会事務局（宇城保健所総務企画課）
（電話0964-32-1147）

熊本県立装飾古墳館協議会公告第1号

熊本県立装飾古墳館協議会の会議を次のとおり開催する。

平成27年2月27日

熊本県立装飾古墳館協議会
会長 矢加部 和幸

- 1 開催日時
平成27年3月9日（月）
午前9時30分から午前11時30分まで
- 2 開催場所
熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
熊本県立装飾古墳館 集団学習室
- 3 議題
(1) 平成26年度事業実績について（装飾古墳館・鞠智城温故創生館）
(2) 平成27年度予算及び事業計画について（同上）
(3) 質疑・意見交換
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
熊本県立装飾古墳館協議会事務局
（電話0968-36-2151）

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第6号平成26年度第6回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成27年2月27日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 高木 一孝

- 1 開催日時
平成27年3月18日（水）
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館 8階803会議室

- 3 議題
平成27年2月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話096-333-2240）

熊本県保健医療推進協議会公告第2号

平成26年度第2回熊本県保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。
平成27年2月27日

熊本県保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成27年3月12日（木） 午後3時00分から（2時間程度）
- 2 場所
ホテル熊本テルサ（熊本市中央区水前寺公園28-51）
- 3 議題
(1) 地域医療構想の策定について
(2) 救急医療圏の変更について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課内）
（電話096-333-2193）

正 誤

平成18年3月23日熊本県条例第38号（熊本県都市公園条例の一部を改正する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
87	47	水俣広域公園附属設備使用料	水俣広域公園附属設備使用料